

第 203 回国会 衆議院 内閣委員会 第 4 号 令和 2 年 11 月 18 日

○安藤（裕）委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。

時間がありませんので、早速質問に入らせていただきます。

まず、確認ですけれども、人事院勧告、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○松尾政府参考人 お答え申し上げます。

人事院勧告の趣旨という御質問でございますが、国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑みまして、憲法で保障された労働基本権が制約されております。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対しまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものでございます。国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、いわゆる民間準拠を基本として行っておるところでございます。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

今御提示もありましたとおり、人事院勧告は官民給与の較差を是正するということで機能しているということでございますけれども、皆様のお手元に資料をお配りしておりますが、1 枚目、給与勧告の改定率の推移の資料をお配りをしております。

これを見ていただくとわかるんですが、高度経済成長の時期からインフレ期、いわゆる経済成長している時期は、基本的にはプラス改定でございます。昭和 48 年、49 年なんか 30% ぐらいプラス改定になっているんですけれども、すごい率になっておりますが、しかし、最近は、マイナス改定の時期もあり、それから、微妙にややプラスぐらいの時期もあります。

つまり、私が問題意識を持っておりますのは、人事院勧告が、インフレ時には、適正な官民較差是正のために機能しており、なおかつ経済対策としても賃上げに寄与するので非常に適切でありますけれども、デフレ期においては、官民較差を是正するということでは機能するものの、マクロ経済対策としては、賃金下落ということを実現をしてしまい、デフレ圧力を促進してしまうという側面があります。この点を非常に重く見なくてはいけないと思っております。

その意味で、11 月 16 日に GDP 速報が公表されましたけれども、7—9 の GDP は、対令和元年同期比で見ると、実質でマイナス 5・8%、名目でマイナス 4・8%、4—6 期に比べれば改善しているとはいうものの、まだ令和元年並みには戻ってきておりません。また、7—9 の雇用者報酬も、実質マイナス 3%、名目 2・2%ということになっております。

こういった現状の経済の認識、また、あるいは今後の民間の給与の推移について、政府はど

のようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○**茨木政府参考人** お答え申し上げます。

我が国経済の現状につきましては、感染症の影響によりまして非常に厳しい状況にございますけれども、各種支援策、これによる下支えの効果もございまして、このところ、全体としては持ち直しの動きとなっているというふうに認識をしております。

また、先生御指摘のとおり、実質GDPにつきましては、4—6月期は緊急事態宣言のもとで大きく落ち込んだわけですが、7—9月期につきましては前期比で5%、年率換算で21・4%となっております。

ただし、経済の状況、水準につきましては、依然としてコロナ前の水準を下回っているというところでありまして、回復はまだ途上にあるという状況だと思っております。

こうした中、お尋ねの賃金の動向につきましては、毎月勤労統計調査、これで見ますと、1人当たり賃金の動きは、足元では徐々に落ちついていますけれども、4月以降、令和元年比で弱目の動きになっているということでございます。

また、先行きにつきましても、欧米の感染拡大による輸出、生産への影響、あるいは、足元の国内の感染者数の増加による個人消費への影響など、下振れリスクには十分な注意が必要な状況かと考えております。

引き続き、感染症の状況ですとか、あるいは内外の経済動向を注視いたしますとともに、所得や雇用がどう推移していくかといった点につきましては、しっかりと緊張感を持ちながら見てまいりたいと考えております。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。

やはり、持ち直しているとはいうものの、まだまだ厳しい状況であると思えます。そういった意味では、やはり政府としては、賃金の下落を何としても落とすということが必要だと思えます。特に、大手企業なんかは、月の賃金も落ちてくるだろうし、それから、ボーナスが支給されないというような企業も出ております。

したがって、まず賃金の下落を抑えるために政府としてやれることとしては、例えば雇用調整助成金の特例措置の延長、あるいは粗利補償、失われた固定費を補償するような持続化給付金の大幅拡充などを考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**和田大臣政務官** お答え申し上げます。

まず、経済対策全般の話についてでございますけれども、先般10日の日に、菅総理より西村大臣に対しまして、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民需主導の成長軌道に戻していくため、新たな経済

対策の取りまとめを進めるよう指示がございました。

新たな経済対策でございますけれども、次の3つの柱から成ります。1つは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策。2つ目は、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現。3つ目が、防災・減災、国土強靱化等、安全、安心の確保でございます。

これらの柱のもとに具体策をしっかりと検討し、十分な効果を発揮できるような対策の取りまとめに尽力してまいりたいと思います。

その上ででございますけれども、御指摘の支援策につきましては、雇用調整助成金につきましては、これまで約183万件、約2・2兆円を支給することを決定してまいりました。この効果もございまして、失業の急増は何とか食い止められている状況でございます。

助成率等の特別措置については12月末まで延長してございますけれども、その後につきましては、感染症の状況や雇用、経済情勢を踏まえつつ、適切に判断をしてまいりたいと思っております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

やはり1人も失業者を出さない、あるいは賃金の下落を招かないという意味では、今おっしゃったことも十分やっていただきたいと思いますが、やはり固定費の補償ということをしっかりやらないと、企業はこれから大変な状況になってくると思いますので、ぜひひとつそちらの検討もお願いをしたいと思います。

それから次ですけれども、実質賃金を引き上げ、それから中小企業の経営を助けるためにも、消費税の減税、これをぜひ検討していただきたいと思います。

特に、消費税というのは外形標準的課税の側面もありますので、転嫁ができなければ、企業はその分、利益を削って納税しなくてはなりません。このようなコロナで非常に苦しい状況のときに、自分の利益を削って納税する消費税というのは非常に厳しいものがあると思います。

ぜひ消費税減税について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○和田大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、最初にお話のございました補償の件でございますけれども、休業要請を含め、コロナの影響は事業者によって千差万別でございますので、その影響分が幾らかを事業者ごとに算定し、それに基づき補償するといった考え方の給付を行うことは極めて困難であることは御理解をいただきたいと思っております。

政府としては、補償であるかないかといった名称の問題ではなく、二度の補正予算にわたり、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金など、厳しい状況にある事業者の皆様にも実質上の補償を行ってきているところでありまして、引き続き、これらを迅速に執行して、事業者の皆様に必要な支援を行き渡らせる所存でございます。

また、16日には、地方創生臨時交付金に500億円の協力要請推進枠を設けまして、国の一定の関与のもとに、都道府県が、エリア、業種を限定した営業時間短縮要請等を行い、要請に応じる事業者に協力金の支給を行う場合に交付金の追加配分を行い、都道府県による機動的な対応を支援していくことといたしました。具体的な仕組みを検討して、早急を実施してまいりたいと思います。

次にお話のございました消費税のお話でございますけれども、税収の全額が社会保障財源に充てられておりまして、全世代型社会保障の構築に向けて、少子化対策や社会保障の安定財源を確保するためにどうしても必要なものでございます。特に、幼児教育の無償化、高等教育の無償化、子育て世帯や低所得世帯への支援の財源となっていることを御理解いただけたら幸いです。

また、消費税減税は、高所得者にとって恩恵が大きい一方、低所得者には恩恵が小さくなりがちであることも御留意いただければ幸いです。言い方をかえましたら、低所得者の方には、消費税減税のメリットが大きくなるようにするには、消費支出をふやす必要があります。生活不安などによって節約の意向が強ければ、消費税減税のメリットは限定になってしまうというふうなこともございます。

政府といたしましては、御案内のように、1人10万円の特別定額給付金、これを実施いたしまして、ほぼ全ての、約5910万世帯に12・7兆円をお届けいたしました。これは消費税率で見ますと約5%に相当する対策でございます。

また、低所得者の方にとりましては、消費支出の5%分よりも10万円の給付の方が恩恵が大きく、感染症の影響下での生活不安に対しまして安心感を醸成するといった効果もあるというふうに考えてございます。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

消費税についてはもっと議論もしたいところですが、ぜひ、ありとあらゆる施策を総動員して、とにかく、これからまだまだコロナは続いてまいりますから、国民の皆さんの生活をしっかりと守るために、あらゆる手段を、何も排除することなく検討していただきたいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

和田政務官はこちらで結構でございます。どうもありがとうございました。

そして、河野大臣にお伺いしたいと思いますけれども、冒頭申し上げましたとおり、人事院勧告が、インフレ期には賃金を上げ、公務員の給与も上げるということで、マクロ経済政策的にも正しいと思いますけれども、デフレ期には賃金を下落をさせる。官民較差を是正するという意味ではこれは正しい政策だと思えますし、国民感情的にもこれは合致していると思うんですが、マクロ経済政策的には、デフレ期に賃金を下げるということは、これは間違っている政策になってしまうのではないかと、私には問題意識を持っておりますけれども、大臣と

してはどのようにお考えでしょうか。

○**河野国務大臣** 公務員の処遇を適正に保ちながら国民の御理解を得るためには、やはり民間準拠というのがいい手法なのではないかと思えます。

経済対策については経済政策で行うというのがやはりあるべき姿なんだろうと思っております。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。

ぜひ、賃金を下げるのではなくて、どうやったら民間の賃金を上げられるかということを政府としても考えていただきたいと思えます。

次の質問に移っていきたいと思えますけれども、皆さんのお手元に、海上保安庁の定員の推移と、自衛隊の定員それから欠員の状況の推移の資料をつけております。

まず、海上保安庁それから自衛隊それぞれにお伺いをしたいと思えますけれども、今の定員の推移の状況それから欠員状況、それからまた、その理由について、そしてまた、あわせて、いかにして欠員ができた場合に欠員の補充を考えているか、それについてお答えをお願いいたします。

○**宮澤政府参考人** 海上保安庁では、尖閣諸島や大和堆周辺海域での対応等、業務需要がふえていることを受け、平成 28 年に決定された海上保安体制強化に関する方針に基づき、巡視船や航空機などを増強し、体制強化を進めていることから、同方針の決定前と比較して海上保安庁の定員も約 800 人ふえております。

欠員の状況につきましては、令和元年度末において海上保安庁全体の欠員率は 3% 台となっております。その理由でございますが、当庁では、現在職員の大量退職期を迎えている中、尖閣専従船及び規制能力強化型巡視船などが就役し、さらに、海上保安体制強化に関する方針に基づく大型巡視船などの就役が続いていることから、一時的に欠員が生じております。

この状況を受けての対策でございますが、海上保安庁では、人材確保に向けて、海上保安学校の採用人数を平成 26 年度に約 400 人から約 600 人に、海上保安大学校の採用人数を平成 28 年度に約 45 人から約 60 人にそれぞれふやし、基盤となる学生の確保を図っております。

さらに、令和 2 年度から、大学卒業者を対象とした海上保安官採用試験を新設するとともに、海上保安学校学生採用試験の受験可能期間を、高校卒業後 5 年を経過していない者から、12 年を経過していない者に見直し、受験者の範囲を拡大するなどにより、着実に人材確保に努めております。

また、定年退職者等の再任用を強力に推進し、約 8 割の職員を再任用するとともに、海技免状等の有資格者を対象とした選考採用も継続するなど、人材確保の取組を進めております。

一方、海上保安庁の離職者の多くは20代以下の若年職員であることから、離職者数の抑制を図るよう、上司による個々の職員への面談をきめ細かに行うなどして、よりよい職場環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

○岩元政府参考人 お答えいたします。

令和元年度末時点の自衛官の定数は24万7154人、現員数は22万7442人で、充足率は92%となっており、現員が定数を下回っている状況であります。

現員が定数を下回っている理由といたしましては、少子化による採用対象人口の減少等により、自衛官等について厳しい採用環境が続いていること、定年退職や中途退職等により、年度途中で人員の減少があることなどが挙げられます。

今後、自衛官の充足を向上させるためには、防衛省・自衛隊といたしましては、これまで以上に人材の確保、流出防止、有効活用に関する総合的な取組を推進していくこととしております。

具体的には、例えば、より多くの若者が目にする、ユーチューブやツイッターなど、SNSを活用した積極的な募集広報の展開、隊員の生活、勤務環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、処遇の改善、ハラスメントの防止やメンタルヘルス施策の推進などによります自衛隊の魅力向上と人材の流出防止、さらには、定年の引上げや再任用の拡大による人材の有効活用などの取組を推進してまいります。

防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力、士気の向上は防衛力の強化に不可欠であることから、人的基盤の強化をより一層推進してまいります。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

欠員が出る状況は非常に憂慮すべき状況だと思います。特に、先日のニュースでも、中国海警局が、停船命令などに従わない場合には武器の使用を外国船舶に対して認めるというような法律を用意しているというふうな報道もあります。

このような、日本周辺はやはり、広大な海域を持っておりますから、これを防衛するためには、この状況を放置しておくわけにはいかないと思いますが、中国の動き、あるいはロシア、北朝鮮の動きも含めて、政府として今、現状をどのように認識しておられるか、お答えをお願いしたいと思います。

○大西副大臣 お答えをいたします。

海上保安庁は、海上における法執行機関として、委員御指摘のような我が国周辺海域における治安の確保に加え、多種多様な任務を精力的に遂行しております。

例えば、台風や豪雨などによる自然災害の発生時には、地方自治体に職員を派遣し、被災状

況や生活支援ニーズなどの情報収集を行っています。さらに、巡視船艇や航空機、特殊救難隊などを被災地に派遣し、救助活動も行っています。

また、海賊行為に対処するため、ソマリア・アデン湾に派遣されている海上自衛隊の護衛艦に捜査隊を同乗させているところでもあります。

特に、令和2年度、4月から派遣された第36次派遣捜査隊においては、新型コロナウイルスの影響により上陸を制限されているという状況でありまして、狭い護衛艦の一室にずっと待機をしながら任務を遂行しております。

これまでと同様に、司法警察活動に加えた即応体制を維持しつつ、海賊行為の監視及び情報活動を行っています。

このような海上保安庁が所管する多種多様な任務を確実に遂行していくため、これまでも体制の強化を努めてきたところであり、引き続き、着実な人員の確保も含め、必要な体制を推進してまいります。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。

時間が参りましたので、最後に、大臣、前防衛大臣でございますので、一言、今の現状について御感想をお願いをいたします。

○**河野国務大臣** 自衛隊、定員割れの状況になっている、これはゆゆしきことだと思っております。私のときも、SNSの発信を強化するなどして自衛隊に入ってくれる年齢層へのリーチを強めていこうということを考えておりました。

任命権者におかれては、それぞれしっかり対応してもらいたいと思います。

○**安藤（裕）委員** どうもありがとうございました。

終わります。